

## 消費税の設計シリーズ⑤

# 消費税と法人税の関係

政策調査部主任研究員

鈴木将覚

03-3591-1319

masaaki.suzuki@mizuho-ri.co.jp

- 税制改革の議論が「消費税 vs 法人税」の図式で捉えられることがあるが、消費税も法人税も真の負担者は個人であり、両者は見た目ほど対立するものではない。
- 課税ベースの点からみれば、消費税は勤労所得税と法人税の合計であり、消費税と同様の課税を勤労所得税と法人税で実現することが可能である。
- しかし、消費税が仕向地主義の課税であり、法人税が源泉地主義の課税であることを考えると、経済のグローバル化に対応した税制の構築という観点からは消費税の拡大が望ましい。

### 1. はじめに

増大する社会保障費を背景に、日本の税制論議は基本的にはどのように増税すべきかという議論にならざるを得ない。社会保障財源の確保という点では、社会保障・税一体改革によって消費税が社会保障財源化されたことから税制改革のなかで消費税増税に焦点が当たることは避けられないが、その一方で個人のみならず企業にも相応の負担をしてもらうことを要請する意見が出されることが少なくない。これは法人の税負担により個人の税負担増を緩和したいとの思いから生じているものであろうが、法人税については世界的な法人税率の引き下げ競争を背景としてその税率に引き下げ圧力がかかっているという事情があり、実際の税制改革では法人税減税と消費税増税が同時進行することが避けられない。その結果、税制改革の議論が「個人 vs 企業」の様相を呈してしまう。

しかし、消費税と法人税には密接なつながりがあり、単純に消費税は個人が負担するもので、法人税は企業が負担するものと片づけることはできない。真の税負担者はいずれの場合も個人である。また、後述するように消費税の課税ベースが勤労所得税と法人税の合計であることを考えれば、消費税増税はある意味で法人税増税を包含したものと捉えることができる。

そこで本稿では、消費税の課税ベースと法人税のそれを比較することにより、消費税と法人税の議論を「個人 vs 企業」の図式で捉えることが不適切であることを指摘し、同時に経済のグローバル化に対応した税制の構築という観点から消費税の役割を今後拡大させることが必要であることを述べる。

### 2. 消費税と法人税は誰が負担しているのか

一般に、消費税は消費者が負担するものであり、法人税は法人が負担するものであると理解されて

いる。これは表面的な理解であり、実際には消費税と法人税のいずれの場合も納税者は企業であり、真の税負担者は個人である。両税の真の負担者が具体的に誰であるかを特定することは容易ではないが、消費税の場合は消費者が真の税負担者であることが制度上想定されている。消費税では、生産・流通の各段階でつけられた付加価値が課税され、それが製品価格に転嫁される形で、最終的に消費者が負担することが前提とされている。さもなければ、消費税が実質的に法人課税となってしまう、生産活動を歪めてしまう。

一方で、法人税の真の負担者を特定する制度的な仕組みはなく、法人税を労働者、消費者、投資家のうち誰が負担しているかについて詳しいことはわかっていない。明らかなことは、法人そのものが税を負担するのではなく、賃金や配当、価格の変化を通じて最終的に個人が法人税を負担することである。仮に、企業が税負担を価格に100%転嫁すれば、法人税の真の負担者は消費者ということになるから、税負担者の点では法人税も消費税も同じになる。

但し、消費税では税の価格への転嫁が想定されているとはいっても、完全な税の転嫁が制度的に保証されているわけではない。経済学的に考えれば、消費税率の引き上げ時に企業が消費税を価格に転嫁できるか否かは、市場における需要と供給の関係で決まる。極端な場合として需要の価格弾力性が無限大の市場を想定すれば、価格を少しでも上げると需要が完全に逃げてしまうから企業は消費税を全く価格に転嫁できない。しかし、消費税が価格に転嫁されないと消費税が実質的に法人課税になってしまうため、税制のあり方としては都合が悪い。そこで、政府は消費税に関する「転嫁対策特別措置法」(2013年10月施行)を制定すること等により、消費税の円滑な転嫁を促している。政府が消費税の価格転嫁に腐心するのは、消費税を本来の消費税たらしめるためであると言える。

一方で、消費税の転嫁を消費税率引き上げ時に一斉に行うのではなく、企業に価格転嫁の時期を柔軟に決めてもらった方がよいとの指摘もある(森信, 2013)。その理由は、消費税が企業にとって原材料や人件費と同様に生産コストの1つと考えられるからである。よく考えてみれば、消費税の他にも原油高を背景とした電気代の上昇、干ばつによる農産物の価格上昇、品薄感から生じる中間財の価格上昇、労働需給の逼迫から生じる人件費の上昇など、生産価格を引き上げる要因はいくつもある。日本では、消費税が他のコスト要因とは切り離される形で扱われているが、企業側からすれば税金も生産価格に反映されるべきコスト要因の1つに過ぎない。そうであれば、消費税を価格にいつどのくらい反映させるかという問題は基本的に企業戦略に関係するものである。実際に、フランスでは付加価値税(Value Added Tax, VAT)が生産コストの1つとみなされており、付加価値税率引き上げの際には売れ筋商品の価格を3か月～半年前から引き上げ、売れ筋でない商品の価格は税率引き上げ後も据え置かれるという(森信, 2013)。

### 3. 課税ベースからみた消費税と法人税の関係

課税ベースの観点から、法人税と消費税の関係を詳しくみてみよう。消費税の課税ベースは、(1)式のように賃金( $W$ )と法人利潤( $R - I$ )の合計として表される<sup>1</sup>。

$$C = W + (R - I) \quad (1)$$

ここで、 $C$ は消費、 $W$ は勤労所得、 $R$ は企業の粗利潤（資本所得）、 $I$ は資本財購入を表す。(1)式より直ちにわかることは、消費税と同じことを勤労所得税と法人税を用いて実現できることである。消費税は、(1)式の右辺に対して一律に課税する間接税であるが、勤労所得税と法人税を用いれば、消費税と同じ課税ベースに対する課税を直接税として実現することが可能である。勤労所得税は個人に対して累進的に課すことができるので、勤労所得税と法人税（超過利潤税）の組み合わせにより、消費税と同じ課税ベースに対する累進税を実現することができる。

こうした発想から生まれたのが、Hall and Rabushka (1983, 1995)のフラットタックスである。フラットタックスは、その名のとおり個人と法人に課す限界税率が1本である課税方法である。これによって個人課税と法人課税の差異を利用した租税回避を防止できることがフラットタックスの1つの特長であるが、それだけでなく勤労所得税と法人税という直接税を用いることで消費課税ベースの累進税が実現される点が重要である。勤労所得税では人的控除を設けることで、たとえ限界税率が1本しかなくても累進的な平均税率の構造を作ることができる。限界税率が1本のフラットタックスは富裕層優遇との印象を持たれることが少なくないが、その核心は直接税を用いた累進性の確保にある。

#### 4. 消費税に含まれる法人税<sup>2</sup>

次に、(1)式の法人税部分 ( $R - I$ ) に着目しよう。消費税に概念上包含される法人税は、設備の即時償却を認めるキャッシュフロー法人税である。通常の法人税とキャッシュフロー法人税を比べると、税額はそれぞれ(2)式及び(3)式のように表される。

$$\text{通常の法人税： } T = \tau(R - \phi K^T - iB) \quad (2)$$

$$\text{キャッシュフロー法人税： } T = \tau(R - I) \quad (3)$$

ここで、 $T$ は税額、 $\tau$ は税率、 $R$ は粗利潤、 $\phi$ は税務上の減価償却率、 $K^T$ は税務上の資本ストック、 $i$ は利子率、 $B$ は負債、 $I$ は投資を表す。

キャッシュフロー法人税は、超過利潤のみに対して課税する法人税である。経済学的には、超過利潤は利潤全体のうち正常利潤を超える部分を指す。正常利潤は、安全利子率と資本減耗率を加えたものであり、企業が投資家から資金を調達して投資するために上げなければならない最低限必要な利潤率を指す。リスクのない世界を考えれば、企業が安全利子率と資本減耗率の合計に等しい利潤を上げられるならば、投資家にとって国債投資と株式投資が無差別になるため、投資家は企業に対して投資してもよいと考えるはずである。これは、裏を返すと法人税が存在していても、正常利潤さえ課税されていなければ、企業の投資判断は課税による悪影響を受けないことを意味する。言い換えれば、正常利潤に課税しない法人税の下では、投資に対する限界実効税率<sup>3</sup>がゼロになる。これに対して、一般

的には企業が投資活動を行うと、正常利潤に加えてブランド価値などを反映した超過利潤を生み出す。こうした超過利潤は企業の投資の結果として事後的に生じるものであるから、たとえそれが課税されたとしても企業の行動は歪まない。

キャッシュフロー法人税は、設備の即時償却を認めることで超過利潤に対してのみ課税するものである。設備の即時償却は将来発生する正常利潤を現在価値ベースで相殺するため、キャッシュフロー法人税では超過利潤のみが課税されることになる。キャッシュフロー法人税は、ミード報告（1978）等の抜本的税制改革案のなかで、具体的な法人税改革案として繰り返し提案されてきたものである。設備の即時償却は、実は日本でも生産性向上設備投資促進税制（2014年1月～2016年3月の時限措置）のなかで、一定の生産性向上が見込まれる設備に対して認められている。同税制によって、現在の日本の法人税は部分的に投資の限界実効税率がゼロになるキャッシュフロー法人税の色彩を帯びている<sup>4</sup>。

超過利潤に対してのみ課税する法人税は他にもある。近年注目を集めているのが、ACE（Allowance for Corporate Equity）と呼ばれる法人税である。ACEは、IFS（1991）によって提案された法人税であり、その課税ベースは現行の法人税の課税ベースに株式控除（ $i(K^T - B)$ 、 $i$ は帰属利率）と呼ばれる新たな控除を加えたものである（(4)式）。

$$ACE : T = \tau[R - \phi K^T - i(K^T - B) - iB] \quad (4)$$

特に、帰属利率 $i$ が市場利率 $i$ に等しいとき、税額は(5)式のように簡素化される。

$$ACE : T = \tau[R - (i + \phi)K^T] \quad (5)$$

ACEにおける株式控除は、株式調達のコストを表す。ACEでは、株式控除により株式調達のコストを控除でき、それによって正常利潤に対する課税が避けられる。つまり、ACEは株式控除の存在によってキャッシュフロー法人税と「税等価」の関係にある。ACEは、キャッシュフロー法人税と同等の効果を持つ一方で、キャッシュフロー法人税よりも現行の法人税に近いとされ、その導入が比較的容易とされており、実際に近年ベルギー、イタリア、ラトビアなどで導入されている。

このように、超過利潤に対してのみ課税する法人税としてはキャッシュフロー法人税やACEがあり、これらを勤労所得税と組み合わせることで、消費税と同じ課税ベースを持つ直接税を実現することができる。

## 5. 仕向地主義の法人税と消費税

勤労所得税と法人税の組み合わせの1つの問題点は、それが源泉地主義の課税になっていることである。源泉地主義とは、生産活動が行われた場所（利潤の発生場所）で課税する方法である。企業のグローバルな活動が拡大するにつれて、源泉地主義課税は企業に対して税率の大きい国から小さい国へと移動を促しやすくなる。また、各国の政府が生産性の高いグローバル企業を奪い合うことによって、

法人税率の引き下げ競争が加速し、最終的にいずれの国も十分な法人税収を上げることができなくなる可能性がある。

そこで、近年こうした租税競争などのグローバル経済における法人税の問題を根本的に解決するために、法人税の課税主義そのものを源泉地主義から他の課税主義に変えるべきとの提案がなされるようになった。法人税の課税主義としては、源泉地主義と居住地主義の2つが通常想定される。源泉地主義では国内外の企業を問わず国内で発生した利潤に対して課税が行われるのに対して、純粋な居住地主義では法人の居住地を用いて課税ベースが決められる。日本の法人税は、制度上は日本企業の全世界所得に対して課税することになっているため居住地主義の形態をとっているが、実際には外国子会社の利潤に対してはそれが国内に送金されるまで課税が繰り延べられるため、実質的に源泉地主義となっている。また、日本では2009年から国内送金される配当が95%益金不算入となったため、源泉地主義の色彩が強まった。海外でも各国の制度上の違いはあるものの、法人税が実質的に源泉地主義になっている点では日本とあまり変わらない。

純粋な居住地主義課税は、自国法人が世界のどこで利潤を上げてもそれに課税することができることから、経済のグローバル化に対応した税制と言える<sup>5</sup>。但し、そのためには多国籍企業の外国子会社の利潤に対しても、それが国内送金される時点ではなく利潤が発生した時点で課税することが必要になる。そのためには世界規模での税務当局同士の協力が求められるが、それが期待薄な現状では純粋な居住地主義課税の実現は難しい。

そこで、Auerbach, Devereux and Simpson (2010) はキャッシュフロー法人税を仕向地主義で課すことを提案した。仕向地主義は、通常 VATに用いられる輸出免税、輸入課税を原則とする課税主義である。これを法人税に適用しようというのが仕向地主義の法人税である。法人税にそのまま仕向地主義を適用すれば、輸出に伴う利潤に対しては課税せず、輸入に伴う利潤に対してのみ課税することになる。これが実現できれば、生産場所や利潤の発生場所にかかわらず税収が最終消費地で計上されるため、国際的な資本移動や所得移転に対応できる法人税となる。しかし、残念ながらこうした課税も現実には実務的なハードルが高く、実現の目途は立っていない。

では、仕向地主義の法人税を別の方法で実現する方法はないだろうか。実は、消費税を利用すれば、これが可能になる。消費税の課税ベース ( $C = W + (R - I)$ ) に対して、消費税増税 ( $C$ ) を行う一方で勤労所得税減税 ( $W$ ) を行えば、実質的に仕向地主義のキャッシュフロー法人税 ( $R - I$ ) を課すことになる。仕向地主義の法人税として単独で実施するのではなく、消費税と勤労所得税を用いて間接的に法人利潤に対して課税するという方法である。

つまり、経済のグローバル化に対応した法人税のあり方を突き詰めて考えていくと、1つの方向性として消費税に行き当たる。理想的な法人税を追及した結果として消費税が導かれるという論理はやや煙に巻かれた印象を受けるかもしれないが、これは消費税が仕向地主義課税であることと消費税のなかに実質的にキャッシュフロー法人税が含まれることを考えると驚くには当たらない。現在日本では、消費税が専ら社会保障財源確保の役割を果たすことを期待されているが、消費税は企業のグローバル化に対応した税制の構築という観点からも潜在力を持っており、その拡大は日本の税制の質の向上に

役立つものである。

## 6. おわりに

以上の議論からわかるように、消費税と法人税を対立の構図で捉えることは適切ではない。消費税と法人税の関係を考える際には、それらの課税ベースを吟味し、誰が真の税負担者なのかを考えることが大切である。とりわけ、日本の税制が直面する大きな課題の1つに企業活動のグローバル化への対応があることを考えれば、仕向地主義の消費税の拡大により税制全体として源泉地主義の比重を低下させることは重要である。

消費税増税については課税の累進性の後退などの批判もあろうが、累進性の確保は消費税のなかだけで考える問題ではなく、所得税との組み合わせや税制全体のなかで捉えていくべき問題である。消費税増税とともに、所得税のなかで低所得者に対する減税及び税還付を行うことで、累進性の確保は可能である。

少子高齢化に伴う社会保障財源確保の必要性や企業のグローバル化という日本を取り巻く環境を踏まえば、所得税の給付付き税額控除等の措置によって累進構造を維持しつつ、消費税増税及び法人税減税によって経済活動を阻害しない税制を構築するというのが、日本の税制改革の中長期的なあり方として有望である。こうした税制を実現するためには、「消費税 vs 法人税」や「個人 vs 企業」といった表面的な対立の構図を超えて、課税ベースに着目したより本質的な議論を行う必要がある。

## 【参考文献】

- Auerbach, A., Devereux, M. and H. Simpson (2010), “Taxing Corporate Income,” In Mirrlees, J., S. Adam, T. Besley, R. Blundell, S. Bond, R. Chote, M. Gammie, P. Johnson, G. Myles and J. Poterba (eds.), *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford: Oxford University Press.
- Hall, R. and A. Rabushka (1983), *The Flat Tax*, Stanford: Hoover Institution Press.
- Hall, R. and A. Rabushka (1995), *The Flat Tax, 2<sup>nd</sup> edition*, Stanford: Hoover Institution Press.
- Institute for Fiscal Studies (1991), *Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s*, Commentary 26, London: Institute for Fiscal Studies.
- Meade, J. (1978), *The Structure and Reform of Direct Taxation, Report of a Committee chaired by Professor J. E. Meade for the Institute for Fiscal Studies*, London: Allen and Unwin.  
(ミード報告)
- 鈴木将覚 (2014a) 「消費税の設計シリーズ①消費税の課税ベース」(みずほ総合研究所『みずほインサイト』)
- 鈴木将覚 (2014b) 『グローバル経済下の法人税改革』京都大学学術出版会
- 森信茂樹 (2013) 「消費税を巡る諸問題 軽減税率, インボイス」(日本租税研究協会『租税研究』、第767号)

---

<sup>1</sup> 消費税の課税ベースについては、鈴木 (2014a) を併せて参照されたい。

<sup>2</sup> 本節及び次節に関する詳しい説明は、鈴木 (2014b) を参照されたい。

<sup>3</sup> 限界実効税率は、法定税率のみならず課税ベースを加味した税率であり、法人税の実負担率を表す。

<sup>4</sup> 負債調達の場合は、支払利子控除がある分だけ生産性向上設備投資促進税制の方がキャッシュフロー法人税よりも限界実効税率が低くなる。つまり、生産性向上設備投資促進税制では限界実効税率が負になる。キャッシュフロー法人税では、株式調達の場合も負債調達の場合も限界実効税率は同じくゼロである。

<sup>5</sup> 但し、この場合でも企業の国籍変更には対応できない。